

栗林公園北部景観協議会ニュース

2009年7月発行

発行責任者

会長 栗山安延

高松市中野町17-11

6月29日に高松市告示

併せて、市の建築条例の一部も
改正される！

住民要望

に沿った形で

地区計画

決定！

高松市告示第493号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、高松広域都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、公衆の縦覧に供します。

平成21年6月29日

高松市長 大西 秀



- 1 都市計画を変更する土地の区域
栗林公園北部地区地区計画の区域
縦覧に供する図面表示のとおり
- 2 縦覧場所
高松市都市整備部都市計画課
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで（市の休日を除く。）



栗林公園北部景観協議会

会長 栗山安延

「」 挨拶

今回、住民の要望に沿った形で、地区計画が公有地も含めて決定されたことについて、地元の皆様と一緒に喜びたいと思います。

今回の協議会の取り組みで、市などの行政を動かしたのは、地元住民・地権者の皆さんのまとまりに尽きると考えており、これまでの地元住民・地権者の皆さんの御協力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

07年12月に、地元6自治会・2団体で構成する栗林公園北部景観協議会の会長に就任以来、皆様の財産に関する問題を扱っていることから、慎重の上にも慎重を期した上で、事に当たらなければと考へ、取り組んで参りました。不十分な点があったと思いますが、皆様の御協力で役割を果たせたと考えております。

今後は、この地区計画が、栗林公園やこの地区の街づくりに新しい価値を生み出すものになるよう、地元住民が市や県の行政と協働して取り組んでいただけるよう御協力をお願いします。

最後になりましたが、地元各自治会長をはじめ栗林公園を守る会、中野町生活を守る会の役員の方々の御協力、協議会顧問として市・県の窓口役として御尽力いただいた地元三野康祐県議会議員に感謝を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

高松広域都市計画地区計画の変更（高松市決定）

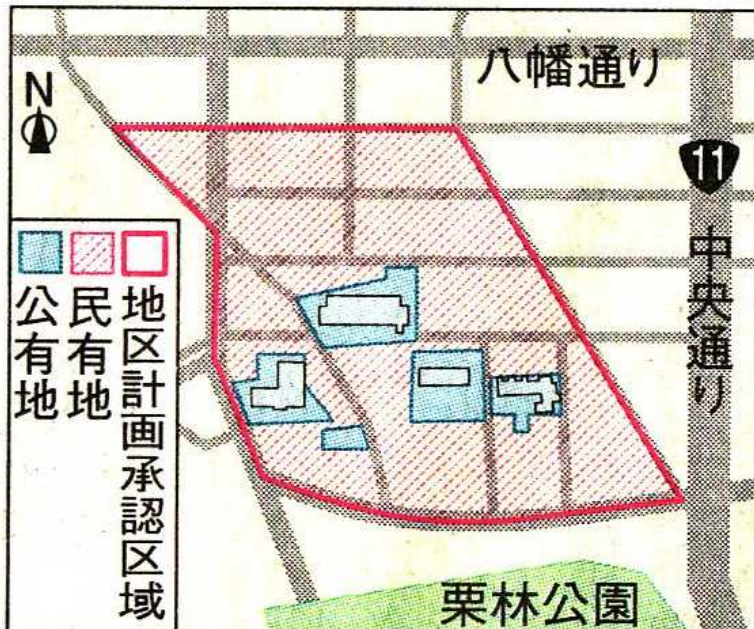
都市計画栗林公園北部地区地区計画を次のように決定する。

地区整備計画	名称	栗林公園北部地区地区計画
	位置	高松市中野町・亀岡町の一部
	面積	約 6.5ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物については建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項及び第9項に規制する風俗営業、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業施設 (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 畜舎 (5) 自動車教習所 (6) 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場 (7) 自動車修理工場 (8) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の施設
建築物等の高さの最高限度	建築物（工作物含む。以下同じ）の高さの最高限度は18mとする。 ただし、建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは、4mまでは該当建築物の高さに算入しない。（地区計画に関する都市計画が定められた際、現に存する建築物が、これらの数値を超える高さを有する建築物の敷地の範囲については、現に存する建築物の高さの範囲であらかじめ市長が認めた数値を適用する。）	
建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の外壁や屋根の色彩は、周囲の環境に調和するものとする。 (2) 高架水槽等屋上設置物および工作物は地上や周囲からの景観に配慮したものとする。 (3) 屋外広告物等は、過大なものや屋上設置と壁面からの突出を避け、また、色彩、形態、意匠が周囲の景観に調和するように配慮されたものとする。なお、ネオン管は使用しないものとする。	

区域は計画図表示のとおり（概略図）

理由

栗林公園北部周辺地区の良好なまちづくりを誘導するため、地区計画を決定するものである。



新聞でも報道「されました」